

資源集団回収
活動に取り組む
皆様へ

1団体1回限り
上限 **20** 万円
補助



常設保管庫 設置助成制度



- ☑ 広域で拠点回収している市登録団体である
- ☑ 設置する土地を確保できる
- ☑ 3年以上使用する予定がある
- ☑ 設置する土地の確保・日常管理ができる
- ☑ 土曜日または日曜日にも開設する

＼詳細はこちら／



申請方法

<設置前>

1. 事前準備

- 設置場所や回収方法などを回収業者に相談する
- 管理方法や地域住民への周知方法を地域で話し合う
- 保管庫の大きさによっては建築確認が必要となる場合があります

2. 助成金申請

- 必要事項を記入し、交付申請書、収支報告書、設置予定一図および写真、使用権および設置合意を称する書面（任意の書面、土地所有者の署名捺印が必要）

3. 交付決定

- 提出された書類を審査し不備がなければ交付決定通知書を送付

申請方法

<設置後>

1. 設置完了報告

- 必要事項を記入し、設置完了報告書、収支決算書、設置場所の位置図および写真を提出する

2. 金額確定・交付

- 市が現地を確認後、申請者宛に助成金の確定通知書を送付

3. 回収実績報告

- 供用開始から3年間、助成金交付申請または回収実績報告書を提出する
※設置状況に変更があった場合は指定様式により報告すること

常設保管庫設置時は回覧板やチラシなど地域内で十分周知してください

資源回収場所の地図提供にご協力を

集団回収の開始時に登録された地図と現在の回収場所が異なっている事例が発生しています。集団回収の回収場所データをお持ちの団体様は情報提供にご協力ください。

3r@city.kobe.lg.jp

